

「教員の多忙化解消プラン」具体化への要望

2017年1月20日 愛知県教職員労働組合協議会

愛知県教育委員会は、2016年11月29日教員の多忙化解消プロジェクトチームが示した「教員の多忙化解消に向けた取組に関する提言」に基づき、具体的対策として「教員の多忙化解消プラン」を策定する方針を示しています。2017年3月までに発表し、4月から段階的に実施するとしているため、現在策定作業が進んでいるものと思われます。

2016年6月に愛知県教委が設置した「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」の会議には、現場の教職員が委員として加わっていませんでした。また、教職員の意見を述べる場も会議では設定されませんでした。県民の意見はメールやファックスで受け付けられましたが、それらがどれほど議論に反映されたかは疑問です。11月のプロジェクトチーム「提言」の中にも十分に反映されたとは言えません。

「提言」は前段では教職員の異常な長時間労働の実態が語られ、多忙化の要因分析では教員の置かれた現状がほぼ正確に指摘されています。しかし、部活動指導の在り方について述べた部分では論調が一転し、部活動継続実施のための提言に変質しています。どのように軽減しようとも、現行法・条例において教員の勤務時間が7時間45分である以上、部活動指導に関われば時間外の長時間労働が発生します。提言前段で「部活動が長時間労働の要因である」と述べたとおり、その要因を除く方向が示されなければならないはずですが、「提言」の根底には崇高な理念が確かに存在します。「子どもたちの教育という重責を担う教員の多忙化解消は待ったなしの重要課題」「教員が授業等の教科指導や学級経営に特化できる体制の実現」など、優れた見識で終始貫かれた提言となるべきでした。

わたしたち愛教労は、2016年8月と10月の2度にわたって独自に「教員の多忙化解消のための提言」を発表してきました。それらは学校現場で現実に長時間労働に苦しんでいる教職員の声を反映したものとなっています。本来プロジェクトチーム会議に反映されるべき内容だったと考えます。県教委が策定する「プラン」に現場で苦しむ教職員の声が反映され、2017年4月から実際に学校の姿、勤務の在り方を変革するものとなるよう、当面以下の具体的項目について要望するものです。

《長時間勤務の是正》

1. 学校経営にあたり、労働関連法令を厳守するよう校長への指導を徹底すること
2. 労働時間・出退勤時刻の記録を法令どおりタイムカード、ICカード等の機器を用いる方針を示すこと
3. 学校設置者[市町村教委]による労働時間のチェック体制モデルを県教委が示すこと
4. 県立学校に準じた「勤務時間の割振り変更簿」を全県の小中学校に設置する方針を示すこと
5. 学校施設・校舎の施錠開錠責任を管理職専権とする方針を示すこと
6. 遅くとも午後8時には施錠するなど、学校施設・校舎の一日の使用時間の上限規制を設ける方針を示すこと
7. 少なくとも11時間以上の勤務間インターバルの仕組みを設ける方針を示すこと
8. 一週当たり担当授業時数の上限を設け、授業準備や他の校務分掌業務に従事する時間を確保する方針を示すこと

《部活動指導》

- (ア) 学習指導要領に基づいた部活動の基本的な在り方について、県教委が県民・保護者に広報・周知すること
- (イ) 文科省が2016年12月に示したガイドラインを徹底する方針を示すこと
- (ウ) 学校設置者[市町村教委]によるガイドライン遵守のチェック体制モデルを県教委が示すこと
- (エ) 1か月あたり5回以上の土日休日の特殊業務手当の支給を認めないこと。
- (オ) ガイドラインに著しく違反して活動し、学校設置者[市町村教委]の指導にも関わらず改善が見られなかった部活動について、大会への出場権を認めない措置を県教委・中小体連が示すこと
- (カ) 朝練習を禁止する方針を示すこと
- (キ) 教育委員会・中小体連以外の団体が主催する大会に学校単位の部活動チームが参加することを禁止する方針を示すこと
- (ク) 部活動顧問業務を他の分掌と区別し、自主的・自発的に希望する教職員のみが業務として分掌する仕組みを作る方針を示すこと
- (ケ) 新規採用教員には部活動顧問業務を分掌させない方針を示すこと

以上